

標準契約約款の一部改正について

練馬区の契約で使用する標準契約約款および請書について、改正された民法に対応するため、令和2年4月1日付けで一部の規定を改正します。

施行日：令和2年4月1日
適用対象：施行日以降に契約締結する案件

主な改正箇所

● 瑕疵担保責任に関する見直し

○ 改正の概要

民法において、「隠れた瑕疵」があるという要件が、目的物の種類、品質等に関して「契約の内容に適合しない」ものに改められました。この改正を受けて、練馬区契約約款においても用語を「瑕疵」から「契約不適合」に改めます。

また、工事請負契約については、中央建設業審議会の公共工事標準約款の勧告等を踏まえ、契約不適合責任に関する規定の用語を整理します。

○ 改正する契約書等

工事請負契約、設計委託契約、物品供給契約、図書供給契約、印刷製本契約、賃貸借契約、物品売却契約、請書（工事用）

● 契約解除の要件に関する見直し

○ 改正の概要

今回の民法改正では、債務不履行による解除一般について、債務者の責めに帰することができない事由によるものであっても解除が可能なものと改められました。これまで、練馬区の契約約款の一部においては、区が契約を解除するための要件として契約の相手方の帰責事由を求めているものがありましたが、民法の改正を受けて、区が契約解除する場合の要件から契約相手方の帰責事由を削除します。

○ 改正する契約書等

工事請負契約、請書（工事用）、請書（委託用）、請書（印刷製本用）、請書（物品用）、請書（修繕用）

● 遅延違約金に関する利率の見直し

○ 改正の概要

民法の改正により、法定利率が引き下げられました。

これまで、練馬区契約約款においては遅延違約金に関する利率を「年5パーセント」と定めていましたが、民法の改正を受け、民法で定める利率（法定利率）に引き下げます。

なお、施行日（令和2年4月1日）から3年間の法定利率は、年3パーセントとされています。

★ 民法の改正点の内、上記以外のものについては、順次、見直しを行う予定です。

【問合せ先】 練馬区総務部経理用地課契約係 電話 03-5984-2832（ダイヤルイン）